

令和 7 年 4 月 4 日

「救急の日」及び「救急医療週間」啓発用ポスター作成並びに発送業務について、企画競争への参加者を公募する。

一般財団法人 救急振興財団
理事長 佐々木 敦朗

記

1 企画競争に付す事項

- (1) 件名
「救急の日」及び「救急医療週間」啓発用ポスター作成並びに発送業務
- (2) 目的及び内容等
「企画案募集要綱」のとおり

2 応募資格

次のすべての要件に該当している者とする。

- (1) 国又は地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されている者であること。
- (2) 国、東京都及び八王子市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国、地方公共団体又は本財団において過去に類似業務の実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 適格請求書発行事業者であること。
- (7) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - ① 契約の相手方として不適当な者。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 応募方法

本企画競争への参加を希望する者は、企画競争参加申込書に必要事項を記載の上、以下(2)、(3)及び(4)の書類を添えて、令和7年4月25日（金）16時までに応募書類提出先へ郵送（必着）又は持参すること。

(1) 企画競争参加申込書

(2) 国又は地方公共団体における入札参加有資格者名簿に登載されていることを証明するもの（写）

(3) 適格請求書発行事業者の登録番号が確認できる書類

(4) 国、地方公共団体及び公益的団体でポスター作成業務を受託した実績を示す契約書（写）

4 説明会の開催

令和7年4月16日（水）13時30分から当財団にて開催する為、開始10分前までに集合すること。なお、参加する場合は、問い合わせ先へ事前に連絡すること。

5 審査委員会の開催

提出された企画案は、事務局において一次審査を行い、審査委員会にかける企画案を選定する。その後、医療関係者及び行政関係者等で構成される審査委員会にて審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

6 その他

(1) 本企画競争に関する質問は、基本的に説明会で回答する。但し、説明会終了以降に質問が生じた場合は、令和7年4月21日（月）までに、問い合わせ先までメール又はFAXで提出すること。

説明会での未回答事項又は説明会終了以降の質問の回答については、応募締切日前日までにメールもしくはFAXにて回答する。

(2) 応募にあたり提出された法人又は個人情報等については、当財団にて厳重に管理し、本企画競争に関する作業以外には使用しない。

【応募書類提出先・問い合わせ先】

一般財団法人救急振興財団 企画調査課 松村・高橋・石井
〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-6

TEL 042-675-9931 FAX 042-675-9050

E-mail : kikaku-info@fasd.or.jp